

米国株式積立取引約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する米国株式（ETF、ETN、ADRを含みます。）の積立買付取引（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(対象銘柄の選定)

第2条 本サービスにおいて、お客様が買付けできる米国株式は、当社が選定する銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）とします。

(取引の申込)

第3条 お客様は、本サービスの内容を十分に理解のうえ、当社所定の方法により申し込むものとし、当社の定める要件を充たした申込につき、当社が承諾した場合に限り本サービスを利用できるものとします。なお、お客様が本サービスを申し込むには、あらかじめ当社に総合証券取引口座及び外国証券取引口座を開設している必要があります。

- 2 当社は、本サービスの利用において、取引残高報告書、契約締結前交付書面（上場有価証券等に関する説明書）等を原則として電子交付の方法にて交付するものとします。

(対象銘柄の指定)

第4条 お客様は、対象銘柄の中から、本サービスにおいて買付を行う銘柄を指定し、当社所定の方法により取引を申込みものとします。（以下、お客様の指定された銘柄を「指定銘柄」といいます。）

(買付日の設定)

第5条 お客様は、お客様の指定する毎月一定の日（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で、指定銘柄の買付数量又は買付金額を設定し、当該銘柄の買付を行うよう申し込むものとします。

- 2 お客様は、当社の定める範囲内で特定月に買付する金額を増額するよう申し込むことができます。

(金銭の払込)

第6条 お客様は、本サービスに係る指定銘柄の買付に必要な金銭を以下のいずれかの方法で当社の指定する口座に払い込む方法で支払うものとします。

① 円貨決済の場合

総合証券取引口座の預り金から払い込む方法

② 外貨決済の場合

総合証券取引口座の外貨預り金から払い込む方法

(指定銘柄の買付)

第7条 当社は、お客様が申し込まれた内容に従い、以下に掲げる方法により、お客様の計算において、指定銘柄の買付の発注（以下「定時買付」といいます。）を行うこととします。

① 買付数量を指定した場合

買付日に、指定した株数分の買付注文を発注します。

② 買付金額を指定した場合

買付日に、指定した買付金額の範囲内で買付可能な株数分（1株未満切捨て）の買付注文を発注します。

2 当社は、当社が定める方法により計算した概算約定金額（指定銘柄の買付日の前営業日終値又は直近の終値に別途当社が定める率を乗じた価格をもとに算出した概算金額）が、お客様の買付余力の範囲内である場合に限り定時買付注文の発注を行います。

3 前項にかかわらず、買付日における指定銘柄の株価又は為替レートの急激な変動により、約定金額がお客様の指定した買付金額又は口座の買付余力を超過する場合があります。定時買付にともないお客様の口座に不足金が発生した場合、当社はこれを総合証券取引約款第26条と同様に取り扱うものとしします。

(取引及び残高の通知)

第8条 当社は、本サービスに係る取引明細及び残高明細の通知を取引残高報告書等により行います。

(設定内容の変更)

第9条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申し込み内容の変更を行うことができます。

(買付の停止)

第10条 第7条に拘わらず、次の各号に該当した場合は原則として本サービスでの定時買付は行わないこととします。

① 指定銘柄の買付に必要な買付可能額に対し、総合証券取引口座の預り金が不足している場合（指定銘柄の1株あたりの最低買付金額に対して、お客様が設定した内容における買付金額が不足している場合は、発注を行いません）

② お客様が買付の申し込みを取り消した場合

③ 非課税口座（NISA口座）での買付において、予めお客様にご指定いただいた買付金額が非課税買付可能額を超過している場合

2 前項に基づき、当社が定める一定回数以上、定時買付が行われなかった場合、

当社は、以降の定時買付を停止するものとします。

- 3 当社が定める一定回数以上、連続して定時買付金額が一定額を下回った場合、当社は、以降の定時買付を停止するものとします。
- 4 当社は、お客様から届出事項若しくはその変更についてお届けがない場合には、以後の定時買付及び新たな指定銘柄の定時買付の申込受付を停止するなど、当社の判断でお客様のお取引の全部又は一部を制限させていただく場合があるものとします。
- 5 当社又は米国の証券取引所の判断により本サービスによる指定銘柄の買付注文の受託を停止、又は取り消しをする場合があります。この場合には、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。
- 6 前各項の詳細事項につきましては、下記の当社ウェブページの記載に従うものとします。

<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/foreign/us/saving/overview/>

(コーポレートアクションによる申込内容の変更)

- 第11条 指定銘柄にコーポレートアクション（合併、会社分割、株式併合、株式分割、株式割当、スピンオフ、企業買収）が発生した場合には、当社規定により、設定している申込内容の変更又は解除を行う場合がございます。詳細事項については、下記の当社ウェブページの記載に従うものとします。

<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/foreign/us/saving/overview/>

(対象銘柄の除外)

- 第12条 対象銘柄が以下のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。なお、この場合には、お客様に遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該対象銘柄が上場廃止となり、又は吸収合併等により存続しなくなった場合
- ② その他当社が必要と認める場合

(他の規定等の準用)

- 第13条 この約款に定めのない事項については、「総合証券取引約款」、「外国証券取引口座約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

(解約)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当したときに当社は本サービスを解約することができるものとします。

- ① お客様が当社所定の手続により、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合（総合証券取引約款第53条に掲げる解約事由に該当した場合を含みますがこれに限りませ

ん。)

- ③ お客様が当社の総合証券取引口座を解約された場合
- ④ お客様の指定銘柄が第12条の規定に従い対象銘柄から除外され、他の指定銘柄の申込みがされていない場合
- ⑤ 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑥ 当社が本サービスを営むことが出来なくなった場合
- ⑦ 指定銘柄が対象銘柄から除外された場合

(本約款の変更)

第15条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2024年1月)